

適格消費者団体 特定非営利活動法人消費者ネット広島における差止関係業務

消費者ネット広島では、「PC一台で在宅で稼ぐ副業の勧誘を受けた」又は契約を締結した消費者から「説明を受けたような利益が出ない」、「具体的助言がない」等の情報提供があったことから、株式会社 Dstyle に対し、契約を締結した各消費者につき、最大、最小の月収金額、人数、平均月収の金額等につき問い合わせをした。これに対して、「1人当たりの平均月収額は約4万円となる」旨の回答があった。

しかしながら、株式会社 Dstyle が運営するウェブページにおいて、「初月から60万円以上稼ぐ方もいるので、やる気次第でどんどん収入を膨らますことが可能です。今年もすでに50名の方に取り組んで頂き平均月収が10万円と嬉しい結果となりました」とあり、消費者との間で本件契約を締結することによって、少なくとも月額10万円を超える収入があるかのような表示内容に対して改善するように申入れを行った。しかし、その後も表示を改善することがなかったことから、消費者契約法第41条第1項に基づく請求書において、本件表示を削除すること、消費者との間で本件契約を締結するに際し、平均月収金額等につき実際の状況とは異なる事実を告知して勧誘、締結を行わないこと及びこれを社内で周知徹底させる措置を取ることを求める旨の請求をした。

これに対して、ウェブページ自体を閉鎖する旨の回答があった。

しかし、その後現在に至るも、運営するウェブページにおいて、本件表示を削除することなくそのまま表示している。

以上の状況からすれば、本件表示を今後も継続して表示するおそれがあり、また、仮に今後いったん削除するようなことがあったとしても、再び同様の表示をするおそれがあることから訴訟を提起した。